



伊賀市多文化共生センター利用ガイド

2021年3月1日

この利用ガイドは、伊賀市多文化共生センターの円滑な利用について、必要な事項を定めるものです。

○開所時間

平日 午前9時～午後5時

第2、第4日曜日 午前9時～午後5時

○休所日

祝日と年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)とします。

土曜日、第1、第3、第5日曜日

1 多文化共生センターの利用

(利用対象)

- ・ 多文化共生に関する情報提供や相談が必要な人

新型コロナウイルス感染症予防のため、相談には事前予約が必要です

※ただし、次のいずれかに該当する内容については相談できません

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体

2 パソコン及びコピー機の利用

- ・ パソコンは、自由に使うことができます
- ・ 操作方法が分からない場合は基本的な操作のみ職員がお手伝いしますが、代理で文書を打つなどのサービスはいたしません
- ・ USBなど外部からのデータを機械に差し込んで使用することはできません
- ・ コピー機の利用の際は、職員に声をかけて使用してください
- ・ 料金は現金で支払ってください。コピー代金は伊賀市の規定による複写料
- ・ 金を徴収いたします

- ・ 予約はいりませんが1人で長時間の占有はせず、譲り合って利用してください
- ・ Free wi-fi スポットではありません

コピー複合機利用料金

白黒(複写・プリントアウト)	A3以下 1枚につき	10円
カラー(複写・プリントアウト)	A3以下 1枚につき	40円

3 情報コーナー及び相談スペースの利用

- ・ 市と国際交流協会が許可したものに限り、情報を開架できるものとします
- ・ 勝手にチラシやパンフレットを置くことはできません
- ・ 相談スペースは、相談者のために用意されているものですので、相談業務優先で使用します
- ・ 参考図書や参考資料は、自由に閲覧できますが貸し出しはしません

4 利用についての共通ルール

- ・ 飲食を目的とした利用はできません
- ・ 施設内は禁煙です
- ・ 大声で話したり楽器等の演奏など騒音の原因となる行為はしないでください
- ・ 机、椅子等の利用後は、元に戻してください
- ・ パソコン使用の際、パスワード等個人情報情報は保存しないでください

5 受付

受付相談スペース、パソコンやコピー機を使う際は、必ず受付で許可を得てから利用してください。

6. セキュリティポリシー

伊賀市情報保護条例及びセキュリティポリシーに従い、当センターで収集した個人情報は、センターの業務及び市の多文化共生業務以外に使用することはありません。

担当課 連絡先 伊賀市人権生活環境部 市民生活課 市民生活係 電 話 0595-22-9702 (直通) FAX 0595-22-9641	多文化共生センター 電話 0595-22-9629 FAX 0595-22-9631
---	---